

資金繰りにお悩みの皆様へ

高水温等によるカキへい死被害 に係る資金繰り支援のご案内

👉 カキ養殖業者向け

- ✓ 農林漁業セーフティネット資金
→ 貸付当初5年間利子助成（最大2%）
- ✓ 民間資金に対する実質無担保・無保証人化

👉 加工流通等、カキ関連事業者向け

- ✓ セーフティネット貸付の利用要件緩和
- ✓ 民間資金に対する信用保証制度

カキ養殖業者向けの資金繰り支援

①農林漁業セーフティネット資金（日本政策金融公庫 農林水産事業）

対象者 一定の要件を満たす漁業者※1※2が①又は②の状況に置かれている場合。

①災害、②社会的又は経済的環境の変化による経営状況悪化

※1：（個人）漁業所得が総所得の過半を占める、又は漁業粗収益が200万円以上の方

※2：（法人）漁業売上高が総売上高の過半を占める、又は漁業売上高が1,000万円以上の法人

貸付限度額 一般 600万円

特認 年間経費等の6/12以内※3

※3：簿記帳簿を行っており特に必要と認められる場合

貸付利率 1.65%～2.45%（令和8年2月19日現在）

市町村長から被害内容の証明を受けた場合、貸付当初5年間利子助成（最大2%）

貸付期間 15年以内（据置期間3年以内）

②民間資金に対する実質無担保・無保証人化（漁業信用基金協会）

制度概要 漁業信用基金協会が、保証人を不要とし、担保を漁業関係資産に限定した融資に係る債務保証を実施する制度（実質無担保・無保証人化）

対象者 養殖業者を含む中小漁業者等※4

※4：原則、出資金（1口5万円以上）を1口以上払い込んでいただく必要があります。

加工流通等、カキ関連事業者向け資金繰り支援

③セーフティネット貸付の利用要件緩和（日本政策金融公庫 中小・国民事業）

対象者 社会的・経済的環境の変化等外的要因により、一時的に売上の減少等業況悪化をきたしているが、中長期的にはその業況が回復することが見込まれる中小企業・小規模事業者※5。

※5：高水温等によるカキへい死被害の影響を受けるカキ関連事業者については、売上減少の数値要件を満たさずとも対象とする要件緩和を実施

貸付限度額（中小事業）7億2千万円、（国民事業）7,200万円

貸付利率 基準利率

貸付期間 運転資金10年以内、設備資金20年以内（据置期間3年以内）

④セーフティネット保証5号（信用保証協会）

制度概要 全国的に業況の悪化している業種に属することにより経営の安定に支障を生じている中小企業者に対し通常の保証限度額とは別枠（上限2.8億円（うち無担保8,000万円））で借入金の80%を保証する制度

対象者 指定業種に属する事業者で、売上等が減少している中小企業者

要件 市町村が発行する認定書（売上高が5%以上減少等）

（①③に関するお問い合わせ先）

日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル（0120-154-505）

（②に関するお問い合わせ先）

お取引のある金融機関またはお近くの漁業信用基金協会

（④に関するお問い合わせ先）

お取引のある金融機関またはお近くの信用保証協会